

☆特定粉じん発生施設の敷地境界線基準

番号	施設の種類	施設の規模	規制基準
1	解綿用機械	原動機の定格出力が3.7kW以上	工場の敷地境界線における大気中で10本/1
2	混合機		
3	紡織用機械		
4	切断機	原動機の定格出力が2.2kW以上	
5	研磨機		
6	切削用機械		
7	破碎機及び摩砕機		
8	プレス（剪断加工用のものに限る）		
9	穿孔機		